



介護手当のお知らせ

市役所長寿福祉課
☎ 0558-76-8011

市では、介護が必要な人を、基準日までの半年以上在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうため、毎年7月1日と1月1日を基準日として『介護手当』を支給しています。

対象になると思われる人に、6月末に通知を発送しましたので、手続きをお願いします。

| 支給額 | |
|----------------------------------|---------------|
| 1回あたり | 30,000円 |
| 要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人 | 1回あたり 60,000円 |

- 対象
基準日前6カ月以上伊豆の国市民で要介護者と同居し生計同一の介護者（生活保護受給者を除く）
《要介護者とは》次のすべてに該当する人
・基準日前6カ月以上継続して、伊豆の国市民で介護度3～5の認定を受けている人
・基準日前6カ月の間に、施設入所や短期入所が44日以下で、特別障害者手当を受けていない人
- 申請場所 長寿福祉課（大仁庁舎）
- 申請期間 7月1日（火）～31日（木）
- 持ち物 申請書・申請者（介護者）の印鑑・振込先（介護者）の通帳の写し

報告します！平成25年度の利用状況

情報公開・個人情報保護

平成25年度中における市の情報公開制度、個人情報保護制度の利用状況は、次のとおりです。

1. 情報公開制度（公文書開示）

『情報公開制度』は、市民の皆さんの知る権利を尊重し、市の諸活動に関する情報を公開することにより、皆さんの市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を推進することを目的としています。

【1】実施機関別公文書の開示の利用状況 (単位：件)

| 実施機関 | 請求件数 | 請求取下げ | 処理の状況 | | | | | |
|----------|------|-------|-------|------|-----|--------|-------|----|
| | | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 存否応答拒否 | 文書不存在 | 却下 |
| 市長 | 17 | 0 | 11 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会ほか* | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 17 | 0 | 11 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |

*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

2. 個人情報保護制度

『個人情報保護制度』は、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

【1】実施機関別保有個人情報の開示の利用状況 (単位：件)

| 実施機関 | 請求件数 | 請求取下げ | 処理の状況 | | | | | |
|----------|------|-------|-------|------|-----|--------|-------|----|
| | | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 存否応答拒否 | 文書不存在 | 却下 |
| 市長 | 10 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会ほか* | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 10 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |

*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

【2】保有個人情報訂正請求は、ありませんでした。

【3】保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

3. 不服申し立て状況

不開示決定に対する不服申し立てはありませんでした。

公文書の開示、または市が保有する市民の皆さんの個人情報（請求者本人の情報に限る。）の開示などを請求される人はお問い合わせください。

市役所総務課
☎ 055-948-1411



国民年金の保険料免除制度のお知らせ

三島年金事務所 ☎ 055-973-1444
日本年金機構のホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

平成26年度月額
15,250円

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人は、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。

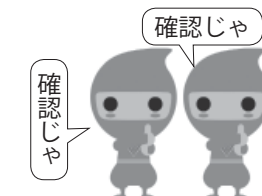
未納のままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときに障害基礎年金・遺族基礎年金を受けとることができない場合があります。保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料免除・納付猶予制度を利用してください。

| | 学生納付特例 | 若年者納付猶予 | 全額免除・一部納付（一部免除） |
|------|---|-------------------------------|-----------------|
| 対象 | 20歳以上の学生 | 20歳～30歳未満の人 | 20歳～60歳未満の人 |
| 免除期間 | 平成26年4月から平成27年3月 | 平成26年7月から平成27年6月 | |
| 受付期間 | 平成28年5月31日（火）まで | 平成26年7月1日（火）から平成28年8月31日（水）まで | |
| 申請方法 | 申請先 国保年金課（伊豆長岡庁舎）、または各庁舎市民課 持ち物 ①年金手帳 ②認め印（本人が署名する場合は不要） ③学生の場合は学生証のコピー（両面）、または在学証明書 ④失業した人は雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票（いずれもコピー可） ⑤平成26年1月1日以降に転入した人は所得課税証明書 申請に関する問合せ先 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905 | | |

平成26年4月から2年1カ月^{さかのぼ}遡って申請できるようになりました。

<いよいよ7月から受付開始>

厚生労働省給付金キャラクター



フクシカクニンジャー（右）
コンダテカクニンジャー（左）

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 のご案内

市役所社会福祉課
【臨時給付金窓口】 ☎ 0558-76-8002

平成26年1月1日現在、伊豆の国市に住居登録がある人のうち、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時給付金の支給対象と思われる人に申請書などを送付しました。

お送りした書類を確認のうえ、要件に該当する場合は右記のとおり申請手続きをしてください。

- 申請期間 7月1日（火）から10月1日（水）月曜～金曜日（祝祭日は除く）9:00から16:00
- 申請方法 下記窓口への申請書などを提出、または返信用封筒による郵送
- 窓口 各庁舎臨時給付金窓口
伊豆長岡庁舎、葦山庁舎の窓口は7月1日（火）から31日（木）の期間のみ。
※伊豆長岡庁舎は木曜日は19:00まで開庁。